

子育て世帯などのマイホーム取得を支援します (次世代定住支援事業補助金)

【問合せ】地方創生・総合戦略室
(田沢湖庁舎) ☎ (43) 3315

市内に住宅を新築または建売住宅を購入する子育て世帯や45歳以下の夫婦の定住・移住を応援するため、①の補助金を交付します。

令和2年度内に住宅を取得する予定の方は、②の提出書類などにより、期限までに必要書類を提出してください。

提出書類は、仙北市ホームページ (https://www.city.semboku.akita.jp/egukite/jisedai_teijyu.html) に掲載しているほか、地方創生・総合戦略室、角館・西木地域センターに設置しています。



詳しくはこちら

1 補助金の額

補助対象	補助の種類	補助金額など	補助限度額
新築または建売住宅の取得	定住世帯	1世帯 40万円	1世帯 20万円
	移住世帯	1世帯 60万円	
	子育て加算	18歳以下の子どもや高校などに在学する子ども1人につき10万円	
	市内施工業者加算	市内施工業者が工事を行う場合10万円	

※本事業に関する令和2年度の予算の確定は議会の可決後になります。当該予算の議決が得られなかった場合、やむをえず制度を変更する可能性がありますのでご了承ください。

2 提出書類など

着工・完成時期	提出書類	提出期限	添付書類
令和2年3月31日以前に工事に着手し、令和2年度内に工事が完了し登記が完了する方	実施計画書	令和2年3月31日までの 工事着手前	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 工事請負契約書または売買契約書の写し ▶ 工事内訳明細書の写し ▶ 工事概要がわかる図(案内図、配置図、平面図など)
	交付申請書	令和2年4月1日以降 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 定住誓約書(様式第2号) ▶ 世帯全員の住民票(世帯主と続柄を省略しないもの) ▶ 世帯全員の市区町村税の滞納がないことを証する書類 ▶ 世帯全員の戸籍の附票(移住世帯に該当しない場合は不要)
令和2年4月1日以降に工事に着手し、令和2年度内に工事が完了し登記が完了する方	意向調査票	令和2年3月31日まで	
	交付申請書	令和2年4月1日以降の 工事着手前	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 工事請負契約書または売買契約書の写し ▶ 工事内訳明細書の写し ▶ 工事概要がわかる図(案内図、配置図、平面図など) ▶ 定住誓約書(様式第2号) ▶ 世帯全員の住民票(世帯主と続柄を省略しないもの) ▶ 世帯全員の市区町村税の滞納がないことを証する書類 ▶ 世帯全員の戸籍の附票(移住世帯に該当しない場合は不要)

国民健康保険

国民健康保険加入者が進学により転出される場合は手続きが必要です
【問合せ】市民生活課 国保年金係(角館庁舎) ☎ (43) 3316

国民健康保険被保険者証は住所がある市町村で発行するため、仙北市から転出の手続きをするとき仙北市国民健康保険を脱退することになります。

ただし、仙北市国民健康保険に加入している方が進学や進級の機会に転出される場合は、世帯主(保護者)の申請で仙北市の保険証を発行できます。お近くの市役所各庁舎・各出張所の国民健康保険担当窓口で手続きをお願いします。

国民健康保険被保険者証は使用できません

【問合せ】市民生活課 国保年金係(角館庁舎) ☎ (43) 3316

就職や扶養認定などで職場の健康保険に加入した場合、国民健康保険被保険者証を使用して医療機関などを受診できません。(職場の健康保険証がまだ手元に届いていない場合でも使用できません)

速やかに市役所各庁舎・各出張所の国民健康保険担当窓口で、国民健康保険を脱退する手続きを行ってください。

医療機関などを受診する際は、必ず「職場の健康保険に加入する手続きを行っている」旨を伝え、新しい健康保険証の交付を受けたら、速やかに受診した医療機関・調剤薬局へ連絡または持参してください。

職場の健康保険に加入後も国民健康保険被保険者証を使用して医療機関などを受診している場合は、かかった医療費(仙北市が負担した分)を返納していただくことになります。

福祉医療からのお知らせ

【問合せ】市民生活課 国保年金係(角館庁舎) ☎ (43) 3316

4月に高校などへ入学する、またはひとり親家庭で3月に高校などを卒業する方へ

現在、有効期限が3月31日までの福祉医療費受給者証をお持ちの方も、新たに別の区分に該当する場合があります。

仙北市に住所があり、身体障害者手帳1〜3級または療育手帳Aをお持ちの方は障がい者の区分で、ひとり親家庭の15歳以上(高校生以上)18歳まで(高校などを卒業まで)の方についてはひとり親家庭の区分で、引き続き福祉医療に該当する旨の通知を対象者に郵送します。

通知が届いた方は、お近くの市役所各庁舎・各出張所で申請をお願いします。申請いただいた月の月初めから新たな区分で福祉医療に該当することになります。

また、現在福祉医療費受給者証をお持ちでない方で、右記障がい者の区分またはひとり親家庭の区分に該当すると思われる方(ひとり親家庭の区分は所得制限がありません)や、その他不明な点がある方は、市民生活課国保年金係までお問い合わせください。

現在、福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

福祉医療費受給者証をお持ちの方で、次に該当する場合は届出が必要です。

- 届出が必要な場合
- ▶ 加入している健康保険証が変わったとき
- ▶ 住所や氏名が変わったとき
- ▶ ひとり親家庭ではなくなったとき(事実婚を含む)
- ▶ 転出、死亡したとき
- ▶ 身体障害者手帳、療育手帳の等級が変わったとき
- ▶ 受給者証を紛失、汚損、破損したとき

受給者証の有効期限が切れたとき健康保険証、身体障害者手帳または療育手帳(障がい者の区分で該当している方)、受給者証、認印をお持ちのうえ、お近くの市役所各庁舎・各出張所の国民健康保険担当窓口へ届出してください。



夜間納税・納付窓口を開設します

【問合せ】収納推進課 収納推進係
(田沢湖庁舎) ☎ (43) 11123

日中、仕事などで市税および各種料金を納めることができない方のために夜間納税・各種料金納付窓口を開設します(各種料金については、納付書持参を原則とするため、納付書を持参していない場合はお受け取りできませんのでご注意ください)。

●日時／3月30日(月)17時15分～19時
▲月末開設ではないのでご注意ください。
※開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。
●場所／収納推進課、税務課、角館・西木地域センター(正面玄関からお入りください)
※納税には口座振替が便利で安心です。各金融機関または、市役所税務課、各地域センターにご相談ください。

市税の納付はぜひ口座振替を!

【問合せ】税務課
(田沢湖庁舎) ☎ (43) 11117

市税の納付には口座振替が便利で安心です。納付書で納付されている方はぜひ口座振替への切り替えをおすすめします。



手続きについては下記の取扱い金融機関、税務課または角館・西木地域センターへお申し出ください。
【ポイント1】納期限日に自動的に引き落としますので、納め忘れの心配がありません。

【ポイント2】納期限ごとに金融機関などへ出向く必要がありません。
【ポイント3】現金を持ち歩く必要がないため、安全です。
●利用できる税(料)目／市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料
●取扱い金融機関／秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫、東北労働金庫、秋田おばこ農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)

市県民税の申告期限の延長について

【問合せ】税務課
(田沢湖庁舎) ☎ (43) 11117

新型コロナウイルス感染のリスクを考慮し、市県民税の申告期限を4月16日(木)まで延長します。

▼午後の部13時～16時
●相談場所／仙北市役所 田沢湖庁舎・仙北市総合情報センター
※田沢湖庁舎の場合は、税務課の窓口にお越しください。

●詳細は次のとおりです。
●期間／3月17日(火)～4月16日(木)
※土・日曜日、祝日は実施しません。
※仙北市総合情報センターは、3月30日(月)～4月3日(金)は実施しません。
●受付時間／▼午前の部9時～11時30分

●その他／新型コロナウイルスなどの感染拡大防止の観点から、市役所職員のマスク着用・手洗い・うがいなどを励行しています。来場を予定されている皆さまにおかれましても、感染予防・拡大防止にご理解・ご協力をお願いします。

保健師による健康アドバイスとラッキー抽選会のお知らせ

【問合せ】地方創生・総合戦略室(田沢湖庁舎) ☎ (43) 33115

温泉入浴後にパソコンのアンケートに回答、疲労ストレス測定器によるストレス測定5回分で、入浴無料券が当たる抽選に参加できます。入浴前後で2枚1組のストレス測定器結果票5組(10枚)を貯めて抽選会にぜひご参加ください。

●日時・場所／
▼3月25日(水) 11時～12時・アルパークまぐろ
▼3月25日(水) 14時～16時・角館温泉 花葉館
▼3月26日(木) 10時～12時・西木温泉 ふれあいプラザクリオン
▼3月26日(木) 14時～16時・市民浴場 東風の湯

疲労ストレス測定器の結果を、22ページに掲載しています。

森林経営管理制度がスタートしました

【問合せ】農林整備課
(西木庁舎) ☎ (43) 2207

森林経営管理制度とは、手入れが行き届いていない森林を市が所有者にかわって管理していくことができる制度です。

今後、森林所有者の方々へ意向調査と制度説明を行いますので、ご協力をお願いします。

市税などの滞納による差押物品の公売会の延期のお知らせ

【問合せ】収納推進課(田沢湖庁舎) ☎ (43) 11123

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、3月28日(土)に予定していた「市税などの滞納による差押物品の公売会」を延期することになりましたのでお知らせします。

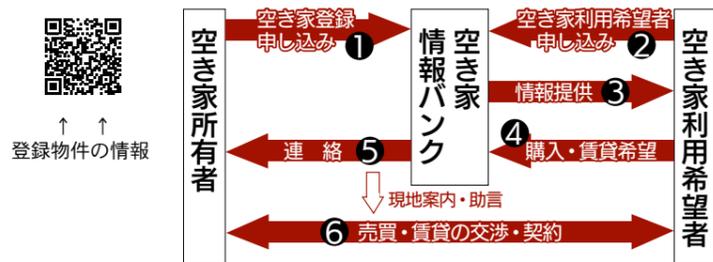
また下見(3月23日(月)～27日(金)まで)も同様の対応となります。
※再度、公売会を開催する際には広報仙北市ホームページなどでお知らせします。

空き家情報バンクをご利用ください

【問合せ】地方創生・総合戦略室
(田沢湖庁舎) ☎ (43) 33115

将来的にも使わない空き家を貸したい、売りたいと考えている方、また移住・定住や定期的な滞居のために空き家を探しの方は、空き家情報バンクへの登録をおすすめします。

住む家を探している方、移住を検討している方、田舎暮らしをしたい方から要望の多い「居住の場」として提供できる「空き家」をお持ちの方は、ぜひ空き家情報バンクへ登録ください。登録物件の情報は、仙北市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/egukite/index.html)または地方創生・総合戦略室での台帳閲覧により公開し、利用希望者に情報提供していきます。
仙北市では、市内の空き家を有効活用して、定住促進と地域の活性化に取り組みしていきます。



仙北市空き家情報バンクは、②事前に利用登録された方に③物件の詳細な情報をお知らせします。内覧を希望される場合は、市役所職員が所有者と日程を調整し、現地をご案内します。④売買または賃貸を希望する場合は、⑥当事者間で交渉・契約をしていただきます。市役所は、交渉・契約に関する仲介は行いません。

人間ドック受診助成制度のお知らせ

【問合せ】市民生活課 国保年金係(角館庁舎) ☎ (43) 33116

仙北市では、病気の早期発見・早期治療および生活習慣病予防に役立てていただくため、国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者の方に人間ドック受診の助成を実施しています。

●対象者／
●国保の人間ドック受診助成
仙北市国民健康保険の被保険者で、35歳以上75歳未満(後期高齢者医療対象者を除く)の方
●後期高齢者の人間ドック受診助成
仙北市に住所がある後期高齢者医療の被保険者で、当該年度に国保の人間ドックの助成を受けていない方
●前年度までの国保税を完納されている方
●特定健診(保健課から配布されている受診券で受診する集団健診または医療機関健診)を受診していない、または受診を予定していない方

●助成金額／どちらの人間ドック受診も2万1000円を限度額(年度内1回のみ)
●助成医療機関／市立角館総合病院・市立田沢湖病院・大曲厚生医療センター
●申請受付期間／4月1日(水)～令和3年3月31日(木)
※申請する方は、事前に助成医療機関に予約してから助成金の申請をしてください。窓口で受診日の確認をします。

●申請受付場所／市役所各庁舎、各出張所の国保担当窓口
●持参するもの／国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、印鑑
※申請をしないで助成医療機関での人間ドック受診をして費用を支払った場合は、当該年度内に申請すれば助成を受けられます。その場合は、領収書、印鑑、金融機関の通帳、受診結果(お手元にある場合)を持参して手続きをしてください。

●人間ドック受診の助成を受けた方は、特定健診または後期高齢者健診を受けることはできません。

●人間ドック受診の助成を受けた方は、特定健診または後期高齢者健診を受けることはできません。